

## 「配偶者手当」の在り方について検討しましょう！

— 配偶者の働き方に中立な制度に向けて —

女性の就業が進むなどの社会の実情が大きく変更している中で、配偶者の収入要件がある「配偶者手当」については、女性パートタイム労働者の就業調整の要因となっていると指摘されています。

厚生労働省では、労使において「配偶者手当」の在り方の検討を行っていただくため、「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」を取りまとめました。

各企業におかれましては、趣旨をご理解の上、企業の実情も踏まえて労使で真摯な話し合いを進めていただくようお願い申し上げます。

※配偶者手当とは、配偶者がいる従業員に対して支給される手当のことです。

企業によっては「家族手当」「扶養手当」などさまざまです。

[厚生労働省ホームページ](#)

福岡労働局雇用環境・均等部指導課

TEL 092-411-4894

働き方の改善や女性の活躍に関する施策に取り組む企業を応援しています。